

## 尚絅大学短期大学部におけるグレード・ポイント・アベレージ(GPA)制度に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、尚絅大学短期大学部におけるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、学部及び学科(以下「学部等」という。)における適切な修学指導に資すること、厳格な成績評価と学生支援に資すること等を目的とする。

### (評語、GP 及び成績・評価基準等について)

第2条 尚絅大学短期大学部学則第23条に定める学生が履修した授業科目の成績及び評語に対するグレード・ポイント(各評価に与えられる数値をいう。以下「GP」という。)は次表のとおりとする。

評語	GP	成績・評価基準等
秀	4	90 点以上 100 点まで
優	3	80 点以上 90 点未満
良	2	70 点以上 80 点未満
可	1	60 点以上 70 点未満
不可	0	60 点未満
認定	—	※他大学等において習得した単位を、本学において単位を修得したものとみなす。

### (対象授業科目)

第3条 GPA 算出の対象は、卒業要件に算入できる全ての授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条に規定する「認定」をもって評価される授業科目に該当する場合は、GPA 算出の対象外とする。

### (GPAの種類及び算出方法)

第4条 GPAは、学期GPA、通算GPAに区分する。

2 GPAは次の式により計算するものとし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位を表示させるものとする。

3 総履修登録単位数は、前条の GPA 算出対象の授業科目の合計履修登録単位数とする。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{秀}4 \times \text{修得単位数}) + (\text{優}3 \times \text{修得単位数}) + (\text{良}2 \times \text{修得単位数}) + (\text{可} \times \text{修得単位数})}{\text{総履修登録単位数}}$$

### (GPAの通知及び記載)

第5条 GPAの学生への通知は、学期GPA、通算GPAを記載した成績通知書により行う。

2 成績原簿には、通算 GPA を記載する。

(GPA の活用)

第6条 前4条において算出された GPA を次の各号に掲げる内容について、各学科において教育内容等の改善のために活用できるものとする。

- (1) 組織的な研修に関すること
- (2) 履修指導に関すること
- (3) 学修支援に関すること
- (4) 学生生活支援等(各種奨学金等を含む)に関すること
- (5) 身分異動に関すること
- (6) 進級判定、卒業判定に関すること
- (7) 成績状況等の把握に関すること
- (8) 育英褒章など各種表彰に対する選抜方法に関すること
- (9) その他短期大学部部長が必要と認めたこと

なお、2学期連続してGPA値が 1.0 を下回った場合、短期大学部部長は学生に対して学修指導・生活指導を行い、改善が見られない場合には退学を勧告する場合がある。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、GPA 制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(所管)

第8条 この規程に関する事務の所管は、九品寺キャンパス事務部教務課が行う。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、令和元年6月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。